

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

日本聖公会 各教区・各教会 御中
同 教役者及び信徒のみなさまへ

2001年5月28日

日本聖公会天皇制靖国問題委員会

靖国神社「公式」参拝に反対する声明書

小泉首相は、去る4月24日自民党総裁に就任した直後「8月15日には必ず靖国神社に参拝する」と語り、5月9日記者団には「首相として個人として参拝する。首相の肩書きは消せない」と述べ、実質的「公式参拝」を示唆しています。

たとえ「個人」であっても、8月15日に宗教法人である靖国神社に日本の総理大臣が参拝することは、次のような理由から到底認めることのできない違憲行為であると考えます。

1. 靖国神社は、その成立以来天皇のために戦って生命を落とした軍人を「名誉の戦死」として「神」に祀るきわめて軍事的・政治的イデオロギーの濃厚な宗教施設です。このことは靖国神社が、1978年にアジア・太平洋地域における日本の侵略戦争の最高責任者であった東條英機らA級戦犯14人を合祀したことでその本性が一層明らかになりました。

従って靖国神社に首相が参拝し「慰霊」することは、とりもなおさずかつてのアジア・太平洋戦争を全面的に肯定し、正当化することになるでしょう。

2. 更に小泉首相は、1999年の日米新ガイドライン関連法に次いで、有事立法の立案、憲法第九条の改変、集団的自衛権の承認等を当面の重要施策として表明し、日本を文字通り戦争できる国にすることを目標にしています。従ってこのような意図をもった首相が、靖国神社に参拝することは、近い将来における靖国神社の必要性を再認識させる布石に他なりません。

3. 小泉首相は、5月14日の衆院予算委員会で、靖国神社に参拝することは「宗教とは関係ない」と言っています。しかし靖国神社は、神社神道に所属するれっきとした宗教施設です。此处に日本の首相が事実上の「公式」参拝することは、従来からしばしば試みられてきた靖国神社の国営化、或は特殊法人化を実現するための重要な布石となるでしょう。

4. そのことによって、ひいては神社神道という日本古来の原始的民族宗教を、他宗教とは性格を異にする日本特有の「宗教を越えた宗教」として日本民衆に公認させる契機ともなりかねません。

5. そしてこのような神社神道そのものの特殊化、別格化は、神社神道の中枢に位置する皇室神道(「天皇教」と言ってもよい)の特殊化、尊貴化に容易に連動していくでしょう。

6. 上述のような性格をもつ靖国神社に日本の首相が当然のように公然と参拝することは、とりもなおさず過去の日本が犯した侵略と植民地支配に対する反省の証しとして、近隣のアジア諸国の人たちに誓約してきた絶対非武装・非戦平和の原則をあからさまに廃棄することになります。それは日本からの真の和解と平和友好を願っているアジアの人たちの心情を逆なでし、裏切る行為に他なりません。

平和の主イエス・キリストを信じる私たちは、これまで靖国神社への首相の参拝はもちろんのこと、靖国神社の国営化、特殊法人化が憲法第九条の戦争放棄と、第二十条の信経の自由・政教分離の原則に違反するものであるがゆえに一貫して反対してきました。

二十一世紀になって、再びこの問題が差し迫った危機として私たちキリスト者にその対応が求められています。なによりも憲法の尊重・擁護の義務を負う小泉首相が、この憲法第九十九条の「最高法規」を忠実に守って靖国神社の参拝を中止するよう強く要望したいと思います。